\ a _(係	係 長	Ė	課	長
※ 受					
付					
欄					
IIM	決裁年月日	3	年	月	目

作業方法 工場 施設配置 公害防止方法

軽微な変更報告書

20×× 年 × 月 × 日

町 田 市 長 様

住 所 東京都〇〇区〇〇町×××番地×

氏 名 OO工業株式会社 代表取締役 OO OO

電話番号 ××-××××-×××

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

認可を受けた工場について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第82条ただし書きの規定に 該当する軽微な変更を行った(行う)ので、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

該ヨ9 る軽微な変更な	を11つに(11カルので、関係・	青頬を称えて、火切と	わり報音しま	9 0
既認可番号・年月日	第 ×××× 号	×××	<× 年 :	× 月 ×× 日
工場の所在地	町田市〇〇×丁目×番	×号		
工場の名称	〇〇工業株式会社 町	旧整備工場		
変更内容	① 原動機の出力の増加を作 ② 同一作業場内におけるが ③ ばい煙、粉じん、汚水、 変更内容の詳細	色設の配置	の防止の方法	
	コンプレッサーを5.0 kwが 2柱リフトを3台から2台 送風機に防振ゴムを設置			
報告に係る変更の (予定)実施年月日	XXXX年 X月 XX日	公害防止部署 及び担当者名	町田整備工場	総務部施設管理係

作 業 時 間	9 時 0	O分 から 17	時 00分 3	まで(8 🛭	寺間)					
敷 地 面 積	1 変更後	変更なし n	n ² 2 変更前	458	, O m ²					
機械・設備等の構造・配置・使用方法 △別紙(配置図)のとおり ・ 変更なし										
動力用電力の合計 (kW)	その他の電力の 合計 (kW)	総燃料油使用量 (Q/日)	総用水量 (m ³ /日)	取水方法	総排水量 (m ³ /日)					
変更前 17.0	3.0	2.0	5.0	上水	5.0					
変更後 14.5	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし					
有害物質及び有害ガス	等の取扱状況 裏面の	のとおり								
作 業 の 工 程 (屋外作業はその旨明記) 搬入→点検・整備→搬出										
公害防止措置の概要 (一時的作業に伴う措置 を含む。)		作業時は窓を閉めるなど騒音防止に配慮する。 アイドリングは必要最小限とする。								

- 備考 (1) 本報告による変更は、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しく は悪臭の変化を伴わないものに限る。
 - (2) ※印の欄は記入しないこと。

有害物質及び有害ガス等の取扱い状況

1. 有害物質の取扱い※について(条例別表第4)

No.	有害物質	取扱有無	No.	有害物質	取扱有無	€ No	. 有害物質	取扱有無
1	カドミウム及びその化合物	有 無	8	アルキル水銀化合物	有 ᢔ	19	1,3-ジクロロプロペン	有魚
2	シアン化合物	有 (無	9	ポリ塩化ビフェニル	有 無	20	チウラム	有無
3	有機燐化合物	_	10	トリクロロエチレン	有 (無	21	シマジン	有 無
	パラチオン	有 無	11	テトラクロロエチレン	有 無	22	チオベンカルブ	有魚
	メチルパラチオン	有 (無	12	ジクロロメタン	有 🦱	23	ベンゼン	有無
	メチルジメトン	有無	13	四塩化炭素	有 (無	24	セレン及びその化合物	有 無
	EPN	有 (無	14	1,2-ジクロロエタン	有 (無	25	ほう素及びその化合物	有 無
4	鉛及びその化合物	有 無	15	1,1-ジクロロエチレン	有 (無	26	ふっ素及びその化合物	有 (無
5	六価クロム化合物	有 無	16	1,2-ジクロロエチレン	有 無	27	塩化ビニルモノマー	有 🚇
6	砒素及びその化合物	有 (無	17	1,1,1-トリクロロエタン	有 無	28	1,4-ジオキサン	有無
7	水銀及びアルキル水銀そ の他の水銀化合物	有 無	18	1,1,2-トリクロロエタン	有 顩	備	考	

^{※「}有害物質の取扱い」とは有害物質又はこれを含むものを使用、製造、処理又は保管することをいいます。

2. 有害ガスの取扱い※について(条例別表第3)

No.	有害ガス	取扱又は 発生有無	No.	有害ガス		又は 有無	No.	有害ガス		又は 有無
1	弗素及びその化合物	有 (無	15	窒素酸化物	有	(4)	29	スチレン	有	
2	シアン化水素	有 無	16	トルエン	有	(49)	30	エチレン	有	(49)
3	ホルムアルデヒド	有 無	17	フェノール	有	(4)	31	二硫化炭素	有	(4)
4	メタノール	有 無	18	硫酸 (三酸化いおうを含む)	有	(#)	32	クロルピクリン	有	(#)
5	イソアミルアルコール	有 (無	19	クロム化合物	有	(33	ジクロロメタン	有	(
6	イソプロピルアルコール	有 (無	20	キシレン	有	(#)	34	1,2-ジクロロエタン	有	(
7	塩化水素	有 🦱	21	塩化スルホン酸	有	\bigoplus	35	クロロホルム	有	
8	アクロレイン	有 (無	22	トリクロロエチレン	有	(36	塩化ビニルモノマー	有	(
9	アセトン	有 無	23	テトラクロロエチレン	有		37	酸化エチレン	有	()
10	塩素	有 無	24	ピリジン	有	(38	砒素及びその化合物	有	(#)
11	メチルエチルケトン	有 (無	25	酢酸メチル	有	(39	マンガン及びその化合物	有	(
12	メチルイソブチルケトン	有 (無)	26	酢酸エチル	有	(40	ニッケル及びその化合物	有	(
13	ベンゼン	有無	27	酢酸ブチル	有	(41	カドミウム及びその化合物	有	(
14	臭素及びその化合物	有無	28	ヘキサン	有	(42	鉛及びその化合物	有	

^{※「}取扱い」とは、有害ガスそのものを使用する場合のほか、施設内での液状物質の蒸発や、乾燥施設内での蒸散など、作業工程において発生するものを含みます。

3.「条例別表第8」の9号に掲げられる物質の発生※について

	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・										
No.	物質名	発生有	[無	No.	物質名	発生	上有無	No.	物質名	発生有	有無
1	アンモニア	有(8	弗素化合物	有	(#)	15	ホスゲン	有(#
2	塩化水素	有(9	臭素化合物	有	(16	ベンゼン	有(#
3	塩素	有 🤇	**	10	シアン化水素	有	(17	トルエン		#
4	窒素酸化物	有(11	塩化スルホン酸	有	(18	アセトン	有((4)
5	二酸化いおう	有(#	12	クロム化合物	有	(19	メタノール	1	#
6	硫酸 (三酸化いおうを含む)	有(13	ホルムアルデヒド	有	(20	トリクロロエチレン	有(#
7	硫化水素	有(14	アクロレイン	有	(21	テトラクロロエチレン	有(#

[※]これらの物質を発生させる工場は、条例第78条の位置の制限及び条例第86条の現況届提出の対象となります。

(記載にあたっての注意事項)

工場で取扱う原材料や製品等については、製造会社や納入業者から安全データシート(SDS)を取り寄せるなどして、含有の有無を確認してください。